平成２２年（フ）第３５号
青森市旭町２丁目17番10号　ゆきた荘３号
債務者　工藤　公子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
青森市奥野４丁目１番23号
債務者　金澤　徳彦
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
青森市浜館３丁目１番地59　メゾンサンメーラ103号
債務者　千葉　奈穂
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
青森県むつ市昭和町15番30号
債務者　山本美穂子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字花岡43番地
債務者　葛西　信子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川14番地13　アサヒハイツ303号室
債務者　小枝　昌代
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
青森県五所川原市字新宮町83番地３　メゾングレース103
債務者　長谷川智香子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
東京都東村山市萩山町１丁目14番地萩山町１丁目アパート１―202
債務者　岩崎　幸治
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１２号
東京都調布市国領町３丁目８番地15都営調布くすのきアパート５―213号
債務者　草野江里子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７４５号
千葉市稲毛区稲毛町４丁目373番地１　ふるさとの会
破産者　大坪　義勝
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３７号
千葉市稲毛区あやめ台１番５棟303号、開始決定時の住所千葉市美浜区高洲２丁目７番14棟203号
破産者　中薗　充男
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第６１８号
千葉県船橋市海神１丁目31番32号
破産者　株式会社ビルドユー
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８９４号
千葉市若葉区高品町528番地１　三恵ビル２Ｆ、開始決定時の住所千葉市若葉区殿台町322番地１
破産者　千葉俊誉こと　梁　　進日
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３４６号
千葉市若葉区高根町914番地　高根マンション301号、開始決定時の住所千葉市若葉区高根町914番地102
破産者　佐藤　　昇
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７８号
千葉県市原市光風台３丁目76番地
破産者　山本　利香
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１６３号
金沢市専光寺町ニ108番地１
破産者　株式会社フジイプレス
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所